

学校における働き方改革推進プラン（概要）



千葉県教育庁教育振興部教職員課
電話 043-223-4036

学校の業務改善を図り、教職員の働き方改革を推進するために、平成30年3月に「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を一部改定したところですが、各県立学校及び市町村教育委員会が、その実態に応じて具体的な取組を進めることができるよう、数値目標を含めた行動計画となる、本プランを策定しました。

<主な内容>

- 1 学校における働き方改革の目的

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な・効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。
- 2 本県の目標

当面の目標として、週当たりの在校時間が60時間を超える教職員を「0」にする。
- 3 取組の方針
 - (1) 業務改善の推進
 - (2) 部活動の負担軽減
 - (3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制
 - (4) 学校を支援する人材の確保
 - (5) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進
 - (6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ
- 4 取組の検証・改善

教職員の勤務実態調査や意識調査等により、行動計画の進捗状況を把握するとともに、「働き方改革推進本部」を中心に、取組の成果と課題について検証を行っていく。

また、今後、国の働き方改革の動向等を踏まえつつ、PTAの代表等の関係者との協議を通して、プランの改定を行っていく。
- 5 教育委員会の取組
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置を促進する。
 - 業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。
- 6 学校の取組
 - スポーツ庁及び県教育委員会の「運動部活動に関するガイドライン」（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会の方針）に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う。
 - 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。